

令和5年度 厚生労働省 認定調査員フォローアップ研修

# 認定調査項目の判断基準

厚生労働省  
社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課  
障害支援区分管理事業

## 障害支援区分の基本原則

障害の程度（重さ） ≠ 必要とされる支援の量

○例えば…

- ①障害が重度で、入浴できず  
清拭のみ行っている場合



- ②障害が軽度で、自分で入浴できるが、行為が不十分なため、  
全面的に支援者等がやり直し  
ている場合



①も②も、支援の度合は「全面的な支援が必要」

# 障害者支援の考え方と障害支援区分

## ○「障害」の概念の変化

### 医学モデル

「障害」とは、個人の心身機能の障害によるもの



### 社会モデル

「障害」とは、社会(モノ、環境、人的環境等)と心身機能の障害があいまってつくりだされているもの

## ○障害者支援の基本理念

自らの生き方、暮らし方を選択し、実現できる「自己決定」

### 「自己実現」

(参考) 第4次障害者基本計画(抜粋) 「II 基本的な考え方」基本理念

(中略) 障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援する(中略)

→障害支援区分はどこに住んでも平等に公平にサービスを利用できるようにするための指標

## 認定調査項目の判断基準の原則

○ 障害支援区分はどこに住んでも平等に公平にサービスを利用できるようにするための指標

- ・ 支給決定の透明化、明確化のために導入された経緯
- ・ 日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといふいわゆる「社会モデル」
- ・ 障害者支援の基本理念は自らの生き方、暮らし方を選択し、実現できる「自己決定」「自己実現」



○ できたりできなかつたりする場合は「**できない状況**」に基づき判断する。

○ 慣れていない状況や初めての場所では「**できない場合**」を含めて判断する。

※介護保険制度の要介護認定

→時間や状況によって、できたりできなかつたりする場合は「より頻回に見られる状況」や「日頃の状況」に基づいて判断する。

## 認定調査項目の評価内容

- 「障害支援区分」では、「障害程度区分」から、関連する認定調査項目の選択肢を統一するとともに、見守り等の支援も評価するなど、評価内容（評価範囲）の見直しを実施。

身体介助 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 支援が不要</li> <li>2. 見守り等の支援が必要</li> <li>3. 部分的な支援が必要</li> <li>4. 全面的な支援が必要</li> </ol>	 <p>見守りや声かけ等の支援によって行為・行動ができる場合も評価</p>
日常生活 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 支援が不要</li> <li>2. 部分的な支援が必要</li> <li>3. 全面的な支援が必要</li> </ol>	 <p>普段過ごしている環境ではなく「自宅・単身の生活」を想定して評価</p>
行動障害 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 支援が不要</li> <li>2. 稀に支援が必要</li> <li>3. 月に1回以上の支援が必要</li> <li>4. 集に1回以上の支援が必要</li> <li>5. ほぼ毎日（週に5日以上の）支援が必要</li> </ol>	 <p>行動上の障害が生じないための支援や配慮、投薬の頻度も含めて評価</p>

## 調査項目群ごとの評価ポイント

### 1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

→ 支援が必要かどうか

≒ できるかどうか、出来ない場合必要な支援はどの程度か

### 2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

→ 支援が必要かどうか

≒ 「一連の行為」ができるかどうか、出来ない場合必要な支援はどの程度か

### 3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

→ 見る・聞く・話す・理解することができるか（もしくは判断できないか）

### 4. 行動障害に関連する項目（34項目）

→ 支援が必要になる頻度

### 5. 特別な医療に関連する項目（12項目）

→ あるかないか。ただし、一部の項目は条件に注意

## 迷いやすい認定調査項目

- ・ 「1-8 歩行」
- ・ 「1-9 移動」
- ・ 「2-1 食事」
- ・ 「2-2 口腔清潔」
- ・ 「2-6 健康・栄養管理」
- ・ 「2-10 日常の意思決定」
- ・ 4群項目 着目すべき点とは  
～調査項目の性質別の着眼ポイント～
- ・ 「4-5 暴言暴行」
- ・ 「4-7 大声・奇声を出す」
- ・ 「4-10 落ち着きがない」
- ・ 「4-28 対人面の不安緊張」

# 認定調査項目の判断基準

## 1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-8 歩行

認定調査員  
マニュアル  
p.47

- |  |   |
|--|---|
| <p><b>1. 支援が不要</b></p> <p><b>2. 見守り等の支援が必要</b></p> | <p><b>3. 部分的な支援が必要</b></p> <p><b>4. 全面的な支援が必要</b></p> |
|--|---|

### 調査目的

歩行(立位から5m程度以上歩くこと)について、支援が必要かどうかを確認する。

### 留意点

- (1) **歩幅や速度、屋内や屋外は問わない。**
- (2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき**判断する。**

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「**知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害(意欲低下や多動等)**」や「**内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感**」等によって「**できない場合**」
- ・「**慣れていない状況や初めての場所**」等では「**できない場合**」

を含めて判断する。

# 認定調査項目の判断基準

## 1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

### 1-9 移動

認定調査員  
マニュアル  
p.48

1. 支援が不要

2. 見守り等の支援が必要

3. 部分的な支援が必要

4. 全面的な支援が必要

### 調査目的

移動(日常生活(食事、排泄、着替え、洗面、入浴又は訓練等を含む。)における必要な場所への移動や外出)について、支援が必要かどうかを確認する。

### 留意点

(1) 移動の手段(歩行、車いす、電動車いす等)や、移動の目的は問わない。

(2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害(意欲低下や多動等)」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

# 認定調査項目の判断基準

## 2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

### 2-1 食事

認定調査員  
マニュアル  
p.52

#### 留意点

(1) 施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

(2) 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」

を含めて判断する。

# 認定調査項目の判断基準

## 2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

### 2-2 口腔清潔

認定調査員  
マニュアル  
p.54

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

#### 調査目的

口腔清潔（歯みがき等）に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、歯ブラシ等の準備から片付けまでの行為をいう。

#### 【一連の行為の例】

- ・歯ブラシやうがい用の水の準備
- ・歯みがきを行う
- ・口腔洗浄剤等の使用
- ・みがき残しの確認
- ・歯磨き粉を歯ブラシにつける
- ・義歯の出し入れ、洗浄
- ・うがいを行う
- ・歯ブラシ等の片付け

# 認定調査項目の判断基準

## 2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

### 2-6 健康・栄養管理

認定調査員  
マニュアル  
p.61

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

#### 調査目的

健康・栄養管理（体調を良好な状態に保つために必要な健康面や栄養面の管理）について、支援が必要かどうかを確認する。

#### 【健康・栄養管理の例】

- ・健康維持のために、自身にとって適切な食事量・運動量に基づいた対応をする。
- ・体調不良時において、医療機関での受診結果や医師からの服薬等の指示に基づいた対応をする。
- ・自身の持病等を踏まえた、適切な摂取制限や治療食の摂取等を行う。

# 認定調査項目の判断基準

## 2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

### 2-10 日常の意思決定

認定調査員  
マニュアル  
p.66

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

#### 調査目的

#### 日常の意思決定(毎日の暮らしの中で自分の希望を判断すること等の行為)

について、支援が必要かどうかを確認する。

#### 【日常の意思決定の例】

- ・自分の希望を判断する。(着たい服の色や種類を決める)
- ・自分のしたいことを伝える。(テレビを見たい、読書したい)
- ・複数の選択の中から、自分で決める。(メニューから食べたいものを注文する)
- ・自分の希望を伝える。(トイレに連れて行ってほしい)

# 認定調査項目の判断基準

## 4. 行動障害に関する項目 (34項目)

共通事項

認定調査員  
マニュアル  
p.79

### 留意点

- 調査日前の1か月間について確認する。
- 場所や場面、接する相手等は問わない。
- 行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する。  
そのため、「行動上の障害が現れた場合」と「行動上の障害が現れないように支援している場合」は同等の評価となる。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は、過去1年間程度の「支援が必要な状態にある1か月間」に基づき判断し、その詳細を「特記事項」に記載する。
- 各項目(4-1～4-34)の記載内容は例示であるため、同様の状態にあると考えられる場合は該当する選択肢を選び、その頻度や程度、支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

# 行動障害に関する項目について

## ○認定調査員マニュアルp. 8を参照

### ① 総合評価項目

#### ア. 総合評価項目の仕組み

- 総合評価項目は、平成 21 年度～23 年度の認定データ（約 14,000 件）等を踏まえ、「介護者（支援者）による支援の行為」や「認定調査における選択肢の回答傾向」が類似している認定調査項目等を以下の 12 グループ（群）に分け、それらを集約した構成となっている。

起居動作	「寝返り」「起き上がり」「座位保持」「両足での立位保持」など
生活機能 I	「じょくそう」「えん下」「食事」「排尿」「排便」
生活機能 II	「移乗」「移動」「入浴」「口腔清潔」「衣服の着脱」など
視聴覚機能	「視力」「聴力」
応用日常生活動作	「調理」「掃除」「洗濯」「買い物」「交通手段の利用」
認知機能	「薬の管理」「金銭の管理」「電話等の利用」「日常の意思決定」など
行動上の障害(A群)	「感情が不安定」「支援の拒否」「暴行暴言」など（支援面に関する項目）
行動上の障害(B群)	「こだわり」「多動・行動停止」など（行動面に関する項目）
行動上の障害(C群)	「意欲が乏しい」「話がまとまらない」など（精神面に関する項目）
特別な医療	「点滴の管理」「中心静脈栄養」「経管栄養」など
麻痺・拘縮	「麻痺」「関節の拘縮」（医師意見書の項目）
その他	「てんかん」「精神障害・能力障害の二軸評価」など（医師意見書の項目）

# 行動障害に関する項目について

○審査会委員マニュアル 別表1を参照

行動上の障害 (A群) ※支援面	被害的・拒否的	作話	感情が不安定	昼夜逆転
	暴言暴行	同じ話をする	大声・奇声を出す	支援の拒否
	徘徊	落ち着きがない	外出して戻れない	1人で出たがる
	収集癖	物や衣類を壊す	不潔行為	異食行動
	ひどい物忘れ	集団への不適応		
行動上の障害 (B群) ※行動面	こだわり	多動・行動停止	不安定な行動	自らを傷つける行為
	他人を傷つける行為	不適切な行為	突発的な行動	過食・反すう等
	多飲水・過飲水	反復的行動	感覚過敏・感覚鈍麻	
行動上の障害 (C群) ※精神面	そう鬱状態	対人面の不安緊張	意欲が乏しい	話がまとまらない
	集中力が続かない	自己の過大評価		

## 認定調査項目の判断基準

### 4. 行動障害に関する項目（34項目）

#### 4-4 昼夜逆転

認定調査員  
マニュアル  
p.80

- 夜に寝られなかった結果、日中寝てしまう、夜になると活動的となり寝ようとしない等、**昼夜の生活が逆転**することで、**日中の生活に支障**が生じている場合。
- 夜間の不眠や活動を改善するため、睡眠薬等を内服している場合。

#### 4-5 暴言暴行

- 言葉による暴力（暴言）と相手を傷つける暴力（暴行）の**いずれか**、あるいは**両方が現れる**場合。

## 認定調査項目の判断基準

### 4. 行動障害に関する項目（34項目）

#### 4-6 同じ話をする

認定調査員  
マニュアル  
p.80

- 何度も同じ話や同意を求めたり、独語を繰り返す場合。

#### 4-7 大声・奇声を出す

- 周囲が驚いたり、他者が迷惑となるような大声や奇声を出す場合。
- 物などを使って周囲に不快な音を立てる場合を含む。

## 認定調査項目の判断基準

### 4. 行動障害に関する項目（34項目）

#### 4-9 徘徊

認定調査員  
マニュアル  
p.80

- 歩き回る、車いすで動き回る、床やベッドの上で這い回る等、動き回る行動がある場合。

#### 4-10 落ち着きがない

- 施設や自宅等で、しきりに外に出ようとしたり、施設や自宅内で動き回る等、その場での行動に落ち着きがない場合。

## 認定調査項目の判断基準

### 4. 行動障害に関する項目（34項目）

4-26 そう鬱状態

認定調査員  
マニュアル  
p.82

- 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には抑鬱気分により思考力が低下し、考えがまとまらないため、日常生活に支障をきたす場合。時に死にたいと言ったそぶりを示し、危険を防止するために誰かがそばについているなどの配慮が必要とされる場合。
- 気分の高揚により、活動性が亢進し、様々なことを思いつき、次々と行動に移すが、注意力が散漫であるため、その結果は失敗に終わることが多く、社会生活に影響を及ぼす場合。時に自尊心の肥大から、他者への攻撃性が高まり、暴力的になることもあるため、社会的な対応が必要とされる場合。
- 上記の状態が繰り返される場合。

## 認定調査項目の判断基準

### 4. 行動障害に関する項目（34項目）

#### 4-28 対人面の不安緊張

認定調査員  
マニュアル  
p.82

- 人に会うと緊張状態になる、危害を加えられるのではないかという強い不安が生じる等のため、外出等ができない場合。
- 長期にわたって引きこもり状態である場合は、「5. ほぼ毎日（週5日以上）ある」を選択。

#### Q & A

（問）「長期にわたって引きこもり状態である場合」とあるが、「長期」とは、どの程度の期間を想定しているのか。

（答）1か月程度を想定している。

ただし、1か月程度に満たない引きこもり状態であっても、必要とされる支援の度合いに影響があると考えられる場合には、その具体的な状況を特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

## 調査の視点が異なる認定調査項目

○1～4群の認定調査項目は、基本的に「支援が必要かどうか」の視点で調査することとされているが、以下は、異なる視点から調査する。

(例：「1-11 じょくそう」の選択肢は「1.ない／2.ある」、「3-1 視力」の選択肢は「1.日常生活に支障がない／2.約1m離れた視力確認表の図が見える／…」等)

1-11	じょくそう	じょくそう(床ずれ)の有無を確認
3-1	視力	視力(物や文字が見えるかどうか)を確認
3-2	聴力	聴力(音や声が聞こえるかどうか)を確認
3-3	コミュニケーション	家族や友人、支援者等とのコミュニケーション(意思疎通)ができるかどうか、その方法を確認
3-4	説明の理解	家族や友人、支援者等からの説明を理解できるかどうかを確認
3-6	感覚過敏・感覚鈍麻	感覚過敏・感覚鈍麻(発達障害等に伴う感覚の過敏や鈍麻)の有無を確認

## 判断に迷った場合の対応

### ○認定調査の選択肢の選択に迷った場合には…

- ・選択肢をいずれにするか微妙な場合でも、特記事項に具体的な状況が記載されていれば、審査会にて一次判定の修正が可能。
- ・何も書いていないと審査会において再調査を命じられたり、審査会委員が誤解したまま審査を進めてしまう場合もある。
- ・判断に迷う場合には、**特記事項に詳細と判断に迷った旨を記載し、審査会にかけて判断をあおぐこと。**

一次判定（どの条件式に該当するか）含めて  
判断・決定をするのは審査会の役目。  
審査会委員に伝えるものということを忘れずに。